埼玉がん化学療法看護研究会
会　　則

総則・名称
第１条
本会は、「埼玉がん薬物療法看護研究会」と称する。

背景・目的
第２条
埼玉県のがん医療の現状として、中小規模の医療施設が多く、それらが都心のベッドタウンの患者を支えている。
一方で県内の看護教育機関、高度実践看護師教育施設は少ない現状がある。その為、情報交換、相互支援、実践研究、研究的視点で実践を評価、学会等で発信する為の助言、指導を受ける機会も十分とは言えない。本会は、埼玉県内で活動をしているがん化学（薬物）療法看護認定看護師、がん薬物療法看護に関心のある看護師等、メディカルスタッフで構成され、以下の事項をねらいとし、がん化学療法看護の発展、向上のために、会員相互の知識の交換、連携を図る事を目的とする。

１　がん薬物療法看護のテーマを中心に、がん看護の質の向上を目指します。
（外来、病棟、相談部門、在宅、地域の場、治療前から治療後の症状緩和、看取り等の時期も限定しない。）

２　埼玉県内のがん薬物療法看護に携わるヒトのネットワークをつくり、施設を越えた人材の交流と相互支援を促進する。

３　情報交換と相互学習の機会をつくる。

４　守秘義務を遵守し、信頼できる関係の中で、事例検討、研究計画、発表準備の検討を行う。

活動
第３条
本会は第２条の目的を達成するために次の活動を行う。
（１）年一回の公開セミナーの開催
（２）その他、目的を達成する必要と認められる活動

構成・会員
第４条
１．本会は、本会の目的に賛同し、会の発展に寄与する者をもって会員とし構成する。
２．本会の入退会は随時自由である。

役員
第５条
本会に次の役員をおく。

代表世話人	１名
世話人	若干名
会計	１名
監事	１名

運営
第６条
１．世話人の就任は世話人会の承認を要する。
２．世話人は世話人会を組織し、会務を処理する。
３．代表世話人は世話人会の議を経て決める事とする。
４．学術集会の開催内容については世話人会の議を経て決める事とする。
５．会計、監事は世話人会の議を経て代表世話人が委嘱する。

会計・会費
第７条　１．本会の経費は、参加費、その他の収入をもってこれに当てる。
２．会費は本会が行う学術集会時に集めることとし、納入する参加費をもってこれにあてる。
３．本会の収支決算は世話人会の承認を得るものとする。
４．本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

会計監事
第８条
本会の収支決算は毎年会計年度終了後に作成し、監事の監査を経て世話人会に報告しなければならない。

事務局・連絡先

第９条

１．事務局は会員名簿の整理、会費の管理等研究会の運営に必要な諸事務をおこなう。

２．本会の事務局は当分の間、下記に置く。

〒116-7256　東京都荒川区東尾久 7-2-10

首都大学東京健康福祉学部看護学科内

03-3819-1211（内 435）

定めのない事項

第 10 条　会則の変更は世話人会の議を経て承認を受けるものとする。

付則（施行規則）

１）　参加費は５００円とする。

２）　本会則に記載されていない事項については、別途申し合わせ事項を参考とする。

３）　本会則は２０１６年９月１日より施行する。

４）２０２２年８月に会の名称の「化学療法」を「薬物療法」に修正する。